

令和 7 年度調達等合理化計画の実施結果

○重点的に取り組む分野について

	取り組み内容（括弧は評価指標）	実施内容（下線は評価指標に対応する取り組み）
(1) 随意契約の適正化に関する取り組み	<p>①適正性の審査・点検</p> <p>引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないとするものについては、令和 7 年度においてもその理由等について機構内で審査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 概算見込額が随契限度額を超える案件については、経理部職員で構成する契約審査チームで審査を行い、さらに概算見込額が 5,000 万円(令和7年5月の関連諸規程改正までの間は 3,000 万円)を超える案件については、機構内の管理職職員で構成する契約審査委員会において、競争性のない随意契約によらざるを得ない調達であるかの審査を実施した。
(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み	<p>①入札説明書の電子交付等</p> <p>入札参加者の参入機会確保に向けた取り組みとして、これまで運用している電子入札システム、入札説明書の電子交付、郵便入札を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札システムの運用により、遠隔地の事業者への入札機会の確保、同時刻での複数案件の開札等を継続して実施する環境を維持することを可能としている。 入札説明書の電子交付については、引き続き全ての入札案件について実施した。 また、郵便入札制度についても、電子入札システムと併用し継続して実施した。
	<p>②調達情報の発信</p> <p>競争性の確保に向けた取り組みとして、これまで実施している公告後の応札候補者への声掛け、関連業界団体への周知依頼、調達情報メールマガジンの発信及び機構ホームページでの年間調達予定情報の公表を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調達情報メールマガジンを継続して実施した。 機構ホームページにて令和 8 年度年度当初の物品調達等及び工事の予定情報を掲載した。 建設専門紙である建通新聞(紙版及び電子版)にて工事案件の入札公告を掲載した。
	<p>③仕様書等の見直し</p> <p>仕様書や要求事項が過度の内容となっていないかの確認を行う。また、公告時期や業務実施時期等について点検・見直しを行い、参入機会の確保にむけた取り組みを継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要求部署より提出された予算執行請求書について、添付される仕様書等の記載内容を確認し、調達に必要な情報が過不足なく記載されているか、分かりやすい内容であるかといった点をチェックして適宜修正の提案等を行った。 また、多くの事業者にとって休日となるゴールデンウィーク期間(令和 7 年 4 月 28 日～5 月 6 日)、夏季(令和 7 年 8 月 11 日～8 月 16 日)及び年末年始(令和 7 年 12 月 26 日～令和 8 年1月 5 日)について、入札公告期間、書類作成期間、入札日等に設定しないこととし、公平性等の確保に努めた。
	<p>④船舶等運航委託業務の改善</p> <p>機構が所有する船舶等の運航及び調査支援業務について、外部委員で構成される委員会により作成された審査・点検に係る報告書を踏まえ、契約相手方に対しガバナンスを確保するとともに、次期中長期計画期間における船舶等の運航等に係る諸契約の調達手続きを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約相手方に対しガバナンスを確保する観点から、四半期毎の額の確定調査を行い、経費を適切に執行した。 船舶等の運航等に係る諸契約について、調達における競争性の確保、調達プロセスにおける公正性及び透明性の確保並びに両契約におけるガバナンスの強化等の観点から改善を図ることを目的に設置した船舶運航委託契約改善実行委員会による報告書に基づき、次期中長期計画期間における船舶等の運航等に係る諸契約の調達手続きを進めた。
	<p>⑤北極域研究船の建造の調達</p> <p>北極域での調査・観測を可能とする北極域研究船「みらいⅡ」の建造にあたり、建造、建造に係る艀装員派遣事業者業務等の各契約について、契約相手方に対し監督を行うなど、適切な業務履行を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建造契約並びに建造監理業務、艀装員派遣業務及び研究観測支援準備業務の各契約について、それぞれの契約相手方に対し監督等を行うことにより、適切に業務を履行した。
<p>⑥辞退届の分析</p> <p>辞退届を集計・分析し、辞退理由や入札説明書の配布が複数者であった案件が結果 1 者応札となった原因を分析する。</p> <p>【⑥について次期契約で見直しの対象とする案件を抽出し、改善を行う】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入札案件に対し提出された約 140 件の辞退届について、辞退理由の集計・分析を行った。分析の結果、昨年度最多であった「仕様の内容が自社の事業分野と異なる業務であった」が大幅な減少傾向を示している一方、「必要な人員体制を確保するのが困難である」の割合はほぼ横ばいであった。案件名をわかりやすくするなどの工夫が奏功している一方、人手不足の影響は昨年度と変わらず生じていることが推測された。 これらの辞退届の集計・分析を踏まえ、引き続き分かりやすい件名や仕様内容の記載、余裕を持った入札情報の公開等を継続していくこととした。 	

(3) 調達合理化の取り組み	①契約内容・契約形態の見直し 調達規模や契約期間について着目し、契約の分割または統合や複数年契約化等を行うことにより、契約金額の引き下げや事務の合理化等を行う。 【①について契約内容や契約形態等を見直す取り組みを行う】	<ul style="list-style-type: none"> 契約の分割・統合や複数年契約化の確認及び検討を継続して実施するとともに、<u>中長期計画期間を跨ぐ案件や次期中長期計画期間当初に開始される案件に関し、事由や必要性等を確認し合理性のあるものとなるよう調整を行った。</u>
	②共同調達の推進 事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達を継続、推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 高知コア研究所が所在している国立大学法人高知大学とのガソリン、コピー用紙及び液体窒素の共同調達を継続し、規模のメリットを狙うとともに、調達事務の合理化を図っている。 これまで国立研究開発法人水産研究・教育機構と2機関で複写機用紙及びプリンタ用紙に関する共同調達行ってきたが、あらたに独立行政法人国立特別支援教育総合研究所を加え継続し、年度毎に調達手続を交代することで事務の合理化を図っている。
	③一括調達等の推進 一括調達によるスケールメリットと受注可能な調達単位による競争性確保の観点から、最適な発注単位での調達を行う。また、契約事務の効率化のため、少額で購買頻度の高い物品を対象に、引き続きネット調達の活用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ネット調達システム「ソロエルアリーナ」を継続して運用し、事務用品、機器部品、研究試薬等を要求部署にて直接発注することで、掲載価格での取引による見積入手の手間の軽減、手続き短縮による発注期間及び納品期間の短縮、事業者の大量仕入れによる調達価格の引き下げ、事業者との直接的な接点の解消による不正防止の推進等を行っている。
	④規程類の改定 契約については一般競争入札等を原則としつつも、機構の研究開発業務等の特性を考慮し、随意契約もしくは随意契約事前確認公募を実施することができる事由を明確にする等、契約等に係る仕組みを見直したことを踏まえ、適切な随契審査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 経理部において継続して予算執行請求書の全案件について仕様書の審査を行い契約書の一部となる仕様書、契約の種類、調達方法等について確認を行うとともに、随意契約・随意契約事前確認公募の適格性についての審査を実施した。

○調達に関するガバナンスの徹底

	実施内容(括弧は評価指標)	取り組み内容(下線は評価指標に対応する取り組み)
(1) 随意契約に関する内部統制の確立	<p>新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査チームにより、関連諸規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、事前審査を全件について実施する(少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く)。</p> <p>また、契約金額5,000万円を超える随意契約(令和7年5月の関連諸規程改正までの間は3,000万円)については、契約審査委員会が、関連諸規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する。</p> <p>【諸規程に基づき、適正な運用を行う】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>左記取組を継続して実施するとともに、随契限度額以上の随意契約による全ての案件について、契約の事後に契約監視委員長の点検を実施した。</u>
(2) 研究開発法人における契約の在り方について	<p>研究開発法人として相応しい調達の在り方に向け、組織として認識すべきリスクへの対応の在り方や調達契約プロセスごとの在り方を見直したことを踏まえ、実施状況や効果をモニタリングし、必要に応じ改善を行い、内部統制の強化を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「調達におけるリスクマネジメント実施要領」に基づき、概算見込額1,000万円を超える物品の製造案件について、要求部署においてリスクチェックリストに基づくセルフチェック・リスクマネジメントを行うとともに、経理部においてリスクチェックの内容の確認・点検を実施した。
(3) 不祥事の発生の未然防止のための取組	<p>① 契約の履行を確保するため、請負契約等における監督及び納入時の検査・検収のルール等の運用状況を点検し、必要な見直しを行う。</p> <p>② 調達及び検収等に係る業務マニュアルについて必要に応じて随時見直しや更新を行うとともに、調達手続きに係わる職員を対象とした研修、説明会等を行う。</p> <p>③ 外部の競争的資金に関わる職員向けに研究費不正使用防止に係る取り組みを継続する。</p> <p>【マニュアルに基づいた運用を行う。職員の研修等により不祥事発生の未然防止の取り組みを行う。】</p>	<p>① <u>監督業務マニュアル、検査・検収業務マニュアル等に基づき各業務の実施状況に関する定常的な確認・点検を行うとともに、経理部内において監督終了報告書・検査調書と契約書、仕様書等との突合を行うことにより、適切な運用を行った。</u></p> <p>② <u>調達及び検収等に係る業務マニュアルについて、随時の見直しをはかりより分かりやすい内容となるよう継続的な取り組みを実施した。</u></p> <p>③ <u>研究不正の倫理教育を機構全体で継続して実施し、経理部内においても研究費不正利用の防止に係る理解及び意識の向上に努めた。</u></p>

2. 令和7年度調達等合理化計画における自己評価

「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した調達等合理化計画を実施し、調達等に係る業務の合理化、効率化等の取組を着実に推進・実行した。